

奈良県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

奈良県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

奈良県農業協同組合検査規則（昭和二十七年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業協同組合（」を「農業協同組合法（」に改め、「昭和二十二年法律第百三十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（以下「組合」という。）」を「、農業協同組合連合会及び農事組合法人（以下「組合」という。）又は子会社等（法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）」、信用事業受託者（同項に規定する信用事業受託者をいう。以下同じ。）若しくは共済代理店（法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下同じ。）（以下これらを「組合等」と総称する。）」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「外」を「ほか」に改める。

第八条から第十条までを削る。

第七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「指揮を請わなければ」を「その指示を受けなければ」に改め、同条第一号中「第五条に掲げる」を「第十条第一項に規定する」に改め、同条を第十四条とする。

第六条の見出しを「（執務時間内検査の原則）」に改め、同条中「組合の業務に支障を生じないよう留意し、且つ、組合の執務時間内に行うものとする。但し、組合の責任者の承諾を得た」を「組合等の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない理由がある」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（検査物件の制限）

第十二条 検査員は、私物について検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要があると認める場合において、当該私物の所有者の承諾を得たときは、この限りでない。

（取引先等との照査）

第十三条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは会員その他の取引先（出資先を含む。）又は退職した役員若しくは職員その他の関係者に対し、

任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

第五条の見出し中「立会」を「立会い」に改め、同条中「理事又は参事及び監事各」を「組合等の役員その他の責任者」に、「立会」を「立会い」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 検査員は、前項の規定による立会人のほか、組合の監事の立会い（監事を置く場合に限る。）を求めよう努めるものとする。

第四条を削る。

第三条中「組合」を「組合等」に、「業務記録表」を「の書類」に、「法令又は定款」を「法令等」に、「確否」を「有無」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（検査員）

第八条 検査員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

2 知事は、検査に当たっては、検査員の中から一人を当該検査の責任者（第十五条において「検査責任者」という。）に任命する。

3 知事は、検査員に検査命令書（第一号様式）及び身分証明書（第二号様式）を交付するものとする。

（検査命令書の提示等）

第九条 検査員は、検査に着手する際は、組合等の役員その他の責任者に対し前条第三項の検査命令書を提示するとともに、同項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第二条を第三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（検査事項）

第四条 検査は、別に定めるところにより、組合の業務及び会計の全てについて行うものとする。ただし、知事が特に検査する事項を限定して指示した場合には、当該指示により行うものとする。

（検査基準日）

第五条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日の残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日前の直近の残高試算表が作成された日を検査基準日とすることができる。

（検査の範囲）

第六条 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの期間における組合等の業務又は会計の状況について行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合には、当該期間以外の期間についても行うことができる。

第一条の次に次の一条を加える。

(検査の目的)

第二条 検査は、次に掲げる観点から、組合等の業務又は会計の状況を把握することにより、組合に対する個別の指導の充実に図り、もって組合の事業運営の適正化に資することを目的として行う。

一 組合の諸規程（定款、規約その他の当該組合の規程をいう。以下同じ。）が適切に整備され、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は組合の諸規程（以下「法令等」という。）に照らし、組合等の業務又は会計が適切であること。

二 組合等の業務又は会計が法第一条に定める目的及び組合の諸規程に定める目的に合致していること。

三 組合等の業務又は会計が効率的に行われていること。
本則に次の五条を加える。

(検査の拒否等に対する措置)

第十五条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めた場合は、直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の講評)

第十六条 検査員は、検査を終了するに当たり、組合の全役員に対して検査結果についての講評を行い、当該講評についての意見を聴取しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員その他の責任者に対して講評及び意見の聴取を行うことができる。

2 子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に対する検査に係る講評については、必要に応じ、行うものとする。

(検査結果の報告)

第十七条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

(検査書の交付等)

第十八条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該組合に対して検査書を交付する。

2 子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に対する検査に係る検査書については、必要に応じ、交付するものとする。

3 知事は、前二項の検査書を交付したときは、組合等に対して、法第九十三条第一項又は第二項の規定により、当該検査書における指摘事項に対する改善策について報告を求めるものとする。

(秘密の保持)

第十九条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査員でなくなった後においても、同様とする。

別記様式中「別記様式」を「第二号様式(第八条関係)」に改め、同様式(裏)中「農業協同組合の検査」を「検査」に、「検査を受ける農業協同組合より請求があったときは呈示」を「関係者の請求があったときは提示」に改め、同様式を第二号様式とし、附則の次に次の様式を加える。

第 号
年 月 日

検 査 命 令 書

職 名 氏 名

検査責任者

検 査 員

農業協同組合法 の規定による の検査の職務に従事
することを命じます。

奈良県知事

印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県農業協同組合検査規則の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、この規則による改正後の奈良県農業協同組合検査規則の規定により交付されたものとみなす。